

平成26年第2回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成26年6月24日 午前10時00分 開会
午後 0時00分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	9番 藤井本 浩
10番 吉 村 優 子	11番 阿 古 和 彦
12番 赤 井 佐太郎	13番 下 村 正 樹
14番 西 川 弥三郎	15番 白 石 栄 一

欠席議員1名 8番 西 井 覚

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	吉 村 孝 博	市 民 生 活 部 長	芳 野 隆 一
都 市 整 備 部 長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 理 事	土 谷 宏 巖
産 業 観 光 部 長	河 合 良 則	保 健 福 祉 部 長	山 岡 加 代 子
教 育 部 長	田 中 茂 博	上 下 水 道 部 長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	新 澤 明 子		

6. 会議録署名議員 3番 川 村 優 子 13番 下 村 正 樹

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

西川議長 ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきをください。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、4番、西川朗君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、西川朗君。

西川朗議員 皆さん、おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。私の一般質問は2点でございます。

まず1番目は、公共下水道事業についてでございます。2番目は太田、寺口地区における違法盛り土の経緯及び今後の対策について、お伺いいたします。

なおこれより先の詳細につきましては、一般質問の席により質問させていただきます。よろしくお願いたします。

西川議長 西川君。

西川朗議員 私の一般質問の1番目の公共下水道事業について、お聞きさせていただきます。

本市では、豊かで住みよいまちづくりを基本姿勢とし、市政運営に努力されてると聞いております。私はそのための政策のうち、下水道整備こそが重要な意味を持っていると考えております。下水道整備は都市基盤整備の一環として、環境衛生の向上を要するものであり、住みよい人間生活に必要であると思っております。家庭や工場から流れ出る下水は川や海を汚し、生物を追放し、市民の皆様の健康を損なうとともに、下水道が整備されれば、浄化された水は汚れた川の流れを変えようと思っております。

そこで、自然環境を取り戻すために、人は自然から受けたきれいな水をきれいな姿に戻してやるという義務があると私は思っております。

そこで、質問に入らせていただきます。奈良県が昭和53年度に大和川上流流域下水道第2処理区に着手され、昭和59年度に一部施設、第2浄化センターと、一部管渠が完成し、供用開始されています。それに伴って、本市の方では昭和57年度以来、下水道の整備を進められておりますが、平成25年度末で普及率と普及戸数は幾らですか。ご答弁、よろしくお願いたします。

西川議長 川松上下水道部長。

川松上下水道部長 おはようございます。上下水道部の川松でございます。西川議員のご質問にお答えします。

本市の平成25年度末普及率は、市全体で98.99%です。本市の平成25年度末普及戸数は、市全体で1万3,556戸です。

以上でございます。

西川議長 西川君。

西川朗議員 明確な数字ありがとうございます。

次に、本市の平成25年度末の水洗化率と水洗化戸数、また未水洗化戸数は幾らですか。

西川議長 上下水道部長。

川松上下水道部長 本市の平成25年度末の水洗化率は、市全体で87.58%です。本市の平成25年度末の水洗化戸数は、1万1,775戸です。未水洗化の戸数は1,781戸です。

以上でございます。

西川議長 西川君。

西川朗議員 ありがとうございます。

次に、本市において公共下水道の未整備区間の区域として未整備戸数は幾らですか。よろしくをお願いします。

西川議長 上下水道部長。

川松上下水道部長 本市においての未整備区間、区域は市内全体から見て、多くは集落から遠く離れた家屋が点在しており、その未整備戸数は140戸です。

以上でございます。

西川議長 西川君。

西川朗議員 ありがとうございます。今の部長の説明で未整備区間の区域が140戸あるということがわかりました。そこで、このことについて今後どのような検討を考えておられるか、伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

西川議長 上下水道部長。

川松上下水道部長 公共下水道の整備は、水洗化による衛生的環境の改善はもとより、豪雨などに伴う浸水を防ぐことや、河川、用水路等の公共用水域の水質保全など、多くの役割を担うインフラであり、市民皆様があまねく受けられるべきサービスとして提供させていただくのが本意ではありますが、しかしながら未整備区域の多くが市街地から遠く離れ、人口密度が低い区域、特に1戸当たりの接続に向けての平均的な整備費用を試算いたしますと、概算で約2,500万円以上かかることになり、このまま継続して執行するには経済効果において懸念するところであり、検討を要しているところでございます。

事務方である上下水道部としては、理事者と協議しながら、合併処理浄化槽等の推進設置に基づく助成金等を調査検討してまいります。また、区域によっては、市水道事業やガス供給事業との情報交換により、共同施工についても理事者と協議しながら調査検討してまいります。

以上でございます。

西川議長 西川君。

西川朗議員 今の部長の説明で、市の負担の大きさがよくわかりました。しかしながら、下水道整備は、冒頭にも申しましたように、自然から受けたきれいな水はきれいな姿に戻してやるという義務があるように私は思っております。今後、理事者と協議しながら、前向きなご検討をよろしくお願いいたします。

次に、引き続きまして、下水道本管工事が完了してから下水道が使えるようになったとき、

各家庭への供用開始が始まります。この供用開始に伴って啓発、またそれに対する対策はどのようになされていますか。ご答弁、よろしくお願いします。

西川議長 上下水道部長。

川松上下水道部長 下水道本管工事前と工事後において、職員が水洗化接続のパンフレットを持って個別訪問をさせていただいて勧誘しております。なお、下水道工事が完了してから3年までに接続、水洗化すれば、1戸当たり5万円を助成する制度、水洗便所改造助成制度についてもご説明させていただいております。

以上でございます。

西川議長 西川君。

西川朗議員 ありがとうございました。

それでは、先ほど答弁された平成25年度末の未水洗化戸数1,781戸に対する啓発、対策はどのようになされていますか。

西川議長 上下水道部長。

川松上下水道部長 下水道工事が完了してから3年までに家屋を水洗化接続すれば、1戸当たり5万円を助成する制度に該当する方々には、職員が電話で勧誘したり、パンフレットを持って勧誘訪問しております。

3年経過後の家屋の方々に対しても、広報誌掲載やホームページ掲載等で啓発を行っておりますが、この年度後期よりは、職員の家庭訪問により水洗化下水道接続についての説明の機会を持たせていただいた上で、理事者に報告し、相談していきます。

また、事務方上下水道部として3年経過後の家屋の方々に対しましても、理事者と協議しながら助成金等についても調査検討してまいります。

以上でございます。

西川議長 西川君。

西川朗議員 ありがとうございました。

今の部長の説明で、啓発、対策に取り組まれているのがよく理解できました。今後、未整備区間及び未水洗化の啓発などを理事者と協議され、普及率及び普及戸数が100%になるように、前向きな検討をよろしくお願いします。ありがとうございました。

続きまして、2番目の私の質問に移らさせていただきます。

2番目の私の質問は、太田、寺口地区違法盛り土の経緯及び今後の対策についてでございます。太田、寺口地区の違法盛り土につきましては、奈良県と葛城市において事業実施で解消されていると聞いておりますが、盛り土が始まった経緯、経過を説明してください。よろしくお願いします。

西川議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの太田、寺口地区の違法盛り土が始まった経緯でございます。これにつきましては、奈良県許可となっておりますので、奈良県許可の経緯を時系列で報告させていただきたいと思っております。

まず、1回目の許可でございます。平成9年4月7日に、砂防指定地内の工事として許可

がおりております。行為地といたしましては、寺口の1160番地、太田1301番地ほか5筆であります。面積といたしまして、砂防指定地内につきましては、5,725.5平方メートルでございます。砂防指定地区外につきましては、2,461平方メートルでございます。

次に、行為の種別でございます。工作物の新築、切り土、盛り土その他土地の現状を変更する行為であります。目的につきましては、山林の造成工事。工事期間につきましては、平成9年4月7日から500日間となっておったわけでございます。

次に、平成10年11月30日に、この日から500日間の許可の延長が出ております。

続きまして、平成12年6月2日には、この許可を平成13年8月31日までの延長の許可が出ておるわけでございます。

続きまして、平成13年7月9日には、この許可日を平成13年12月31日までにするという許可がおりておるわけでございます。

続きまして、平成13年8月29日付をもちまして、この太田、寺口地区の許可地域以外での盛り土の行為があったことによりまして、奈良県は始末書を業者から提出させております。なお、この時期以降、徐々に違法盛り土が始まったように思われます。

以上であります。

西川議長 西川君。

西川朗議員 ありがとうございます。許可された経緯はただいまの部長答弁でわかりました。今の違法状態についての葛城市及び奈良県の対応についても説明をお願いいたします。

西川議長 都市整備部長。

生野都市整備部長 違法状態につきまして、市と奈良県の対応につきまして、これにつきましても時系列でご説明申し上げたいと思います。

まず、平成18年5月23日に、市より知事にパトロールの強化を要望してまいりました。

次に、平成19年4月16日には、太田区長から市長及び高田土木所長宛てに、この違法盛り土に関する説明会を開催するよう要望があったわけでございます。それに伴いまして、平成19年7月17日に中戸、太田地区で盛り土の説明会を、市同席のもと、高田土木事務所が説明会を実施されました。

次に、平成21年1月には、山下市長より中戸、寺口、太田区長、土地改良区及び水利組合に対しまして、今後、新庄商事から同意書の押印依頼があっても拒否する旨の要請を行っております。

続きまして、平成22年7月22日に、新庄商事に対しまして、高田土木所長名で土砂搬入停止の勧告が行われております。

次、同年11月4日には、市長、市議会議長から、知事、副知事、土木部長、砂防課長に対しまして、土砂流出に関する要望書を提出を行っております。

次に、同年12月6日には、代表取締役の死亡が確認されたわけでございまして、なお、そのほかの役員も所在不明となっておったわけでございます。

明けて、平成23年2月17日には地すべりの専門家による現地踏査が行われたわけでございます。

次に、同年6月21日に、県が新庄商事に対しまして、是正命令を発令されております。これにつきましては、8月3日付で公示送達が完了をいたしましたというように聞いております。

続きまして、同年7月下旬になってですが、県がこの斜面に観測機器の設置、警戒避難体制の整備が実施されたわけでございます。そのことに伴いまして、県の説明があったわけですが、市が同席のもと、太田、寺口、中戸区長に概要の説明を行っております。

続いて、平成24年1月5日には、市長が知事と面談をいたしまして、この違法盛り土の解決に向けての強い要望を行ったわけでございます。

続きまして、同月の13日には、市長が砂防課長と面談を行いまして、今後の対応策について意見交換を行ったわけでございます。

次に、同年4月23日には、葛城市寺口地区等砂防指定地対策検討協議会が設立されたわけございまして、メンバーにつきましては、県の砂防課、高田土木、葛城市でございます。検討内容につきましては、斜面の現状なり対策案についてでございます。以後、4回開催を行ったわけでございます。

次に、都市産業常任委員会及びその協議会に立ち上げの事業手法等検討を進めていくという報告を平成24年8月31日以後、4回、都市産業常任委員会、同協議会で報告をいたしておいたわけでございます。

対応及び対策案については、以上であります。

西川議長 西川君。

西川朗議員 ありがとうございます。詳細かつ明確なご回答、ありがとうございます。

続きまして、今後、奈良県と整備に向けて協議内容と事業予定について伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

西川議長 都市整備部長。

生野都市整備部長 今後の整備に向けての協議内容と事業予定について、今現在把握いたしておる範囲でご説明申し上げたいと思います。

平成26年2月6日に、葛城市土地開発公社が強制競売によりまして、金額といたしましては1,320万円でこの違法盛り土の土地を落札いたしましたわけでございます。公簿面積といたしまして、2万7,346平方メートル。なお、現況面積につきましては、4万2,990平方メートルであります。

次に、同年3月13日に寺口1162番地ほか7筆が葛城市土地開発公社に所有権移転登記が完了いたしましたわけでございます。それに伴いまして、4月4日に葛城市寺口、太田地区等の砂防指定地対策協議を県庁で行ったわけでございます。県の出席者につきましては、県土マネジメント部次長、砂防課長、砂防課長補佐2名の計4名でございます。葛城市側の出席者につきましては、副市長、都市整備部長、同理事、建設課長、都市計画課長の5名。9名で協議を行ったわけでございます。

続きまして、この整備等にかかわる協議の内容でございますが、奈良県が対策として実施していただく工事についてでございます。3点ございます。1点目につきましては、斜面中央エリアにおける崩壊地上部の土の排出及び整形。2点目につきましては、斜面全域におけ

る排水溝の設置。3点目につきましては、ふもとから斜面頂上部への通路の設置でございます。これにつきましては、奈良県は平成26年度で予算計上をさせていただいております。今後、市と協議の上、早急に整備を実施したいという意向を確認しておるわけでございます。

次に、市が対策として実施する工事についてでございますが、斜面頂上部の土砂を利用して斜面ふもとへの盛り土及び植栽。市は、吸収源対策公園緑地事業を活用して整備を実施する計画であり、強制競売により葛城市土地開発公社が取得いたしました用地につきましては、公園事業用地として今後買い戻しを行い、ふもと部分につきましては、整備上必要な用地として買収する予定をいたしておるわけでございます。整備工事につきましては、砂防技術基準に適合するよう計画を行いまして、県が実施していただく整備工事との調整を今後十分協議させていただくことになっておるわけでございます。

次に、現在の進捗状況でございますが、去る5月28日に、公園整備に係る測量設計委託業務を発注をいたしました。今後は県と整備についての協議、スケジュールの共有や連携を行いまして、事業を進めてまいりたいと考えております。

また、今後は、市議会に事業費、公園整備の内容を承認をさせていただきまして、事業執行を行いたいと考えております。また、関係地元、太田、寺口、中戸大字につきましても、事業の進捗を見きわめながら、ご説明をさせていただきたく思っておるわけでございます。

今後の整備に関する今現在の進捗状況につきましては、以上でございます。よろしく願いいたします。

西川議長 西川君。

西川朗議員 ありがとうございます。

今後の対策ということで、奈良県側の対策としましては、盛り土部分の土の排除、斜面の排水溝など平成26年度に計上され、早急に整備をしたいとお考え、また、葛城市側の対策といたしましては、吸収源対策公園緑化事業を活用して、公園整備を進めたい。市土地開発公社から整備に必要な土地を市から買収して、奈良県が実施砂防計画を進めていただけることを私は今、理解いたしました。

また、前向きな計画に地元住民の不安も一部は解消できたかと思っておりますので、今後に期待しますので、よろしく願いいたします。

それでは、私の質問の最後になりましたが、市長にお伺いいたします。

平成28年の秋にオープンする新道の駅との、今、砂防に対しての工事の兼ね合いも出てくるかと思っておりますので、今後この点についてどのように進めていかれるのか、市長の所見、またよろしく願いいたします。

西川議長 市長。

山下市長 西川議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

先ほど、うちの部長が答弁をしておった時系列を並べて私も聞いておった、確認をしておりましたけれども、今までほとんど放置されていると言ってもよかったあの盛り土につきまして、私が市長になりましてから、地元の方々と一緒になって対策を考え、県の方に議会とともに陳情に行き、新しく道の駅をやる等々の事情も説明をしながら、県は県の役割を果た

していただくということで、工事にかかっていたかということができたということが、今、順番に並べていったらよくわかったなというふうに思っております。

今後、道の駅のオープンまでに、この斜面をやるとか吸収源対策の工事をやる。オープンまでにしっかりできるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

西川議長 西川君。

西川朗議員 ありがとうございます。

今、市長の答弁もあったオープンまでに進めていきたいと、この事業計画は今、始まったばかりですので、今後も見守っていきたく思いますので、よろしくをお願いします。また、県並びに市、地元の協議をこれから先十分重ねていただいて、早急に進めていただきたいことを願っております。まずよろしくをお願いします。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

西川議長 これで、西川朗君の発言を終結いたします。

次に、11番、阿古和彦君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、阿古和彦君。

阿古議員 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は2件です。1つ目が、二上山ふるさと公園について。2つ目が新道の駅についてです。詳細につきましてはの質問は、質問席でとり行います。

西川議長 阿古君。

阿古議員 ではまず1つ目の質問です。二上山ふるさと公園は二上山の山麓、「當麻の家」という道の駅の西側にあります。旧町の時代から公園整備がされて非常に自然豊かな公園となっておりますが、その公園のちょうどおもちゃ館、芝生があるんですけども、そのおもちゃ館の西側の雑木林に、一部、剪定枝ですとか、若干の盛り土ですとかがあるように感じます。そのできてきた経緯ですとかをまずお聞かせ願いたいと存じます。

西川議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまのご質問でございます。

このふるさと公園内のおもちゃ館西側園路から南へ入った通路があるわけでございます。その奥で、まず平成24年度より可動式破碎機によりまして、公園内で出ました剪定枝を粉碎して発酵させ堆肥をつくりまして、市内の公園に肥料として還元いたしておるわけでございます。総量といたしましては、年間約2トンであります。

次に、その手前の通路、左側、竹やぶとの間でございますが、これにつきましては、詳しい年次はわからないわけでございますが、合併以前よりふるさと公園及び所管する児童公園の清掃で出ました草等を仮置きいたしまして、乾燥、その場所で乾燥を行いまして、年に3回程度クリーンセンターに搬入いたしまして、焼却処分をいただいております。今、ご指摘の点につきましては、この場所かなというように確認をいたしておるわけでございます。

以上でございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 おっしゃる場所です。ちょうど、芝生の西側、芝生の山の西側のところに雑木林があります。市の方で所有されている山林やと思います。雑木が生えていて若干うっそうとした状態です。その雑木林のちょうど斜面の、そうですね、大体15メートルぐらい、高台になるんですけども、その場所にチップにするための機械等がまず置かれていた。それで、今のお話でしたら、それでチップにして最終的には肥料に変えられるように処理をされていた。それとはまた別に、以前から雑木等の投棄場所として使われていたということやと思います。

こういう状況ですんで、公園からはやはりかなり見えにくい場所にはあるとは思いますが、今現在の状況を考えますと、その場所というのは木も生えていないで、土だけ、もしくは草だけ、剪定枝だけが放置されている状態です。昨今の気象状況からいきますと、大雨等が予想されますので、そういう事態のときの、状況のときの危険性も考えられますが、そのことにつきまして、どのようにお考えになっておりますでしょうか。

西川議長 都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまの現状でございますが、この一般質問の通告を受けた後に、私の方、現状を確認を行ったわけでございます。おっしゃっているように、確かに雑木、草等が現場の方に残っておったわけでございます。

それで、現在の状況についてでございますが、剪定枝を粉砕してチップにする部分につきましては、一部残って今後の作業ということになっておるわけでございますが、2点目におっしゃいました草等の、竹やぶとの付近の分につきましては、先日2トン車に3台程度になるわけでございますが、これにつきましては、クリーンセンターの方に搬入をいたしまして、焼却処分を行ったわけでございます。

ご指摘の崩れては危険ではとのことでございますが、東側斜面から公園芝生部分までは確かに約20メートルほどの距離があるわけでございますが、それで現在は仮置きをいたしておるわけでございます。それで確かに、仮置きでございますので、それが、下の方に崩れまして、公園の美観等を損なうことも考えられますので、今後につきましては、より一層の安全性を保つために、山側に仮置きをするよう指示をいたしておるわけでございます。

なお、そしてこの通路につきましては、以前よりも立入禁止区域にいたしておるわけでございますが、今後につきましても、より以上の立入禁止の徹底を図ってまいりたいと思っております。そして、先ほど申しました草の仮置き等につきましては、年3回程度ということとで説明を申し上げたわけでございますが、これにつきましても、クリーンセンターに搬入する回数をふやしていきたいというように思っております。

なお、やはりクリーンセンターの搬入につきましては、今、新炉が建設中でございますので、その辺のごみの量等も考えながら処分を行ってまいりたいというように考えております。以上であります。

西川議長 阿古君。

阿古議員 ありがとうございます。

今、現状を以前のような形の方に復旧していただけるようお願いしておきたいと思いま

す。私は、公園というのはいろいろなパターンがあると思ってます。例えば大都市の中での公園のあり方、それと今回取り上げました二上山ふるさと公園というのは、ちょうどあの場所からでしたら二上山が、西を見ますと、特に秋なんかやったら紅葉がきれいで、物すごい何というか落ちつく、自然豊かな公園なんですね。ですからその自然景観を含めて、全て公園としての機能を発揮しているんじゃないかなと思います。

確かに敷地が市の管理地である、ない、公園として使われる場所が、その境界が、歩道が境界となっている。ですから、林の中が、それは公園の管理地ではないという考え方ではなくて、そこに生える木々の一本一本がその公園を利用させていただく市民の皆さんの心の安らぎにつながる、そういう景観そのものがあの公園の価値やと思います。

そういう意味も含めまして、立入禁止にするエリアというのはそれは必要なやと思いますけども、例えば散策するような里道があって、それも含めた管理の中で、私は二上山ふるさと公園というものは考えていく必要があるんじゃないかなと感じます。そういう意味を含めまして、速やかな原状回復の方をよろしくお願いいたします。1つ目の質問は以上です。

では、2つ目の質問をさせていただきます。新道の駅の事業についてです。

昨今、非常に話題になっております新道の駅の事業です。いろいろなところでチラシが行きまわって、市民の皆さん方にもある意味、新道の駅の事業計画があるんだよということを知っていただく、大いなる機会がふえたなということで非常に喜んでおります。

その中で、気になりますのが、今現状の新道の駅の事業計画について、どの辺まで、ソフト面ですね、進められているのかということについてまずお聞きしたいと思います。

西川議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまの阿古議員のご質問につきまして、お答えをいたしたいと思っております。

事業計画のいわゆる運営計画の進捗状況についてということでございます。現在、道の駅の設立準備会におきまして、事業計画の中の事項といたしまして、新会社の基本理念、あるいは基本方針につきまして検討をされておるところでございまして、新会社の基本理念なり基本方針としては、4つの柱で構成をされておるところでございまして。

まず、地域の情報を発信し、交流人口の拡大を図るということでございまして、葛城市の情報発信機能を高め、着地型の観光拠点にするということでございます。また、道の駅や山麓の利活用を通じて、家族、世代、市民相互、市内外、県外など多様なモノ・コト・人、それから組織の交流を促進するというところでございます。

2点目の方針につきましては、広い視野でさまざまな人たちの安心や安全を支えますということでございます。休憩、休息の場や道路情報を提供し、交通安全を促進する。また、直売所から地元産の新鮮、安心、安全な食を提供する。災害時の利活用を計画し、道路利用者、地域住民の安心、安全を確保する。環境保全PR拠点として、地域の安心、安全を支える。高齢者が安心してにぎわいを体験し、ふれあいを楽しめる場を提供するというところでございます。

また、3点目でございます。地産地消を推進し、葛城市の食のレベルを高めますということでございます。地場産物の販売拠点となり、産地の振興を図る。旬を感じ体験する場

くりを通じて食育を推進する。葛城の地域力を生かして、農商工連携による特産品の開発振興を図るといふこととございます。

それから4点目とございます。活躍の場、雇用の場づくりを通して、地域の活力を創出するといふこととございますして、出荷や施設運営、イベント等を通して、老若男女がかかわり活躍できる場をつくる。人が集い、かかわり、交流することと新たなにぎわいと活力を創出するといふこととこの4点の案を今現在、検討をされておるところとございます。

以上とございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 一応新会社の基本理念、基本方針は4つありますといふことと、今、お聞きしました。

では、具体的に例えば年間の管理費ですとか、年間の売り上げですとか、販売する物産の販売面積ですとか、具体的なそういう計画といふのは詰まってきたるんでしょうか。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 ただいまのご質問についてとございます。今現在のところは、新会社にかかわりましての基本理念、基本方針といふことの中で、今、それにつきましての検討をいただいておりますところとございますして、いわゆる経営分析といふことについてとございますけれども、組織の内容あるいは施設内の配置、そういうことにつきまして、今現在検討されておるところとございますして、やはり健全な、安定した経営方針を立てていこうといふことと、慎重に今現在協議をされておるところとございますして、まだ、今の時点では完成には至ってないといふこととございますので、ご理解をいただきたいと思っておりますところとございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 今のところまだ経営分析等、最終的によく聞くのはこれは利益が出る施設ですよとおっしゃる方もおられるんですけども、それが利益が出るかどうかといふのはまだこれからわからないといふこととですね。ですから例えばあれだけの面積、後でまた今度ハード面で若干お聞きしますので、面積等もお聞きしますけれども、その維持管理費等がどれぐらいかかるですとか、実際に経営として、企業としての経営の分析といふのは全くされてない状態で、今現状は基本理念が決まって、それに基づいていろいろな計画をつくり上げていっている過程だといふ理解の仕方でよろしいんでしょうか。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 詳細につきましては、まだ、今、おっしゃっているように、なかなかご指摘のよな形の中で、なかなかできないわけとございますして、今の設立準備会、これが要はいずれにいたしましても発起人会といふ形で設立をされまして、その中で協議をしていただくと、決定をしていただくといふよな形になってこようかと思っております。

詳細等につきましては、先ほどから申し上げておりますように、なかなかまだ決まらないよな状況とございますけれども、内容が決まりましたら、早急にご報告を申し上げたいなとこようこふに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上とございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 非常に私は疑問に感じるのは、例えば、民間の企業がショッピングモールですとか、例えば、建設される計画をつくらとします。そうすると、当然企業としては利益を出さないといけないわけですから、建物、土地の費用ですとか、建物の減価償却も含めて、通常目標とする売り上げですとか、事前に例えば調査するんですね。マーケティングをするんですよ。

マーケティングして、それで成り立つか成り立たないかということをもまず調べるんですね。それで、じゃあここだったらいけますよということが出て、企業のトップはゴーサインを出す。じゃあやりましょうかという形をとるのが通例なんです。

ですから、建ててしまってからどうするのかという考え方というのは、民間ではあり得ない話で、ですから、僕は計画の立て方としてはちょっと違和感があります。それが、行政の立て方やと言わはったらそうなのかもしれないけども、そやけども、企業でしたら、自分とこの企業の利益から、もしくは借金をしてその資金から建物等を建てるわけですから、それは企業責任でやるんですけどね。行政の場合は使えるお金は税金なんですよ。それが、どういう形にあったにしろ、それが補助金であったにしろ、起債という借金であったにしろ、最終的に出るのは税金なんですよ。ですからその税金の使い道については、私は、本来は民間企業と同等、もしくはそれ以上に厳しくあるべきではないかという考え方を持っております。

そういう意味において、非常に今回のこの新道の駅の事業については、違和感がある事業だなと私は感じております。ソフト面は以上で結構です。

では、ハード面についてお聞きします。まず、新道の駅の事業面積、並びに土地の買収の状況というのは今現在どうなっておりますでしょうか。

西川議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 新道の駅の整備事業の全体面積でございます。これにつきましては、3万691.95平方メートルでございます。

地権者の方につきましては、24名おられまして、3月31日現在、21名の方と契約を行っておるわけでございます。買収済みの面積につきましては、2万5,402.32平方メートルでございます。あと三方おられるわけございまして、三方の買収する予定、面積につきましては、5,289.63平方メートルでございます。

今現在のこの3名の方の用地交渉の進捗状況をご説明申し上げたいと思います。1名の方につきましては、7月の月上旬に契約をいただく運びとなっております。あと1名の方につきましては、地権者の方とのなかなか日程調整がうまくいかない状態でありまして、日程調整でき次第、契約するというようになっておるわけでございます。

もう1点につきましては、建物等の件がございまして、今現在、移転先につきまして地元大字とも協議を行いまして、その場所について地元大字で受け入れるというような承諾もいただいております。今議会終了後にはその方と再度お会いいたしまして、今、移転先2点ほど、提案をこちらからする部分と地権者の方から考えておられるところの検討を行いまして、地元区と協議を行い、地元区はどの場所でも大字としては協力をいたすという温かいお言葉もいただいておりますので、場所が決定次第、契約をさせていただきます。

移転に伴う開発協議等を行っていただきたいというように思っております。

以上でございます。

西川議長 阿古君。

阿古議員 24名のうち、21名が今現在もう契約が終わっているという状況で、あと3名がまだ未契約ですよということですね。ですから、未契約面積が約5,200平方メートル、若干数字は違うのやったと思いますけれども、約5,200平方メートルであるということですね。

話を聞いていますと、非常に土地の買収について、その単価が高いのではないかといううわさがかかなり市民の中でも広がっております。実際にその買収の単価というのはどれぐらいの単価になってるのかというのは、今の現状でお聞かせいただけますか。

西川議長 都市整備部長。

生野都市整備部長 買収の単価についてのご質問でございます。この買収につきましては、土地鑑定等を入れまして、3ランク分けて買収を行ってきたわけでございますが、何分まだ未契約の方がおられます。そして、今後予定をいたしております吸収源の公園事業につきましても、地権者の方に協力をいただきながら用地交渉を行うわけでございます。こちらの方も今後鑑定を行いまして、用地交渉を行うわけでございますので、事業が、道の駅吸収源対策の公園事業が全て終わった時点では、用地単価につきましては情報公開の対象となっておりますので、公表はできると思っておりますが、今現在用地買収が全て完了してない時点での公表は差し控えたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

西川議長 阿古君。

阿古議員 用地買収が全て終わってからという理解の仕方ではよろしいんですか。それとも事業そのものが完結してからという理解の仕方ではよろしいのでしょうか。

西川議長 都市整備部長。

生野都市整備部長 この道の駅の部分が3名残っておられるわけでございます。その分全て終わり、そして先ほど言いましたように、この近くに吸収源対策、先ほどの西川議員のご質問でもお答えいたしましたように、用地買収をお願いする方々がおられますので、双方の用地買収が全て終わった時点で、情報公開の対象になろうかと思っておりますので、この2事業の用地買収が終わった時点では、用地単価については公表できるというように考えております。

以上です。

西川議長 阿古君。

阿古議員 理解しました。用地買収が全て終わった時点で情報公開の対象になるということですね。

公共事業といいますのは、多分用地が取得できたら、特に道路なんかでしたらもう8割、9割事業は終わったという考え方が一般的ですね。それで、非常に用地買収というのは地権者の方との兼ね合いがありますから、非常に微妙な部分だということも理解しています。ですから、今、葛城市ではいろいろな事業が行われてますから、例えば尺土駅前であったりですか、新クリーンセンターの誘導道路の問題であったりとか、そういう用地買収、例えばの話、新クリーンセンターの誘導道路の農業小屋にお住まいの方の単価が高いであるとか、そういううわさが流れますと、非常にほかの用地買収について影響を受けるということが考えられ

ます。

ですから、実際にどの単価であるのかということを発表される方が、ある意味、非常な誤解を招くことがなくて私はいんやろうと思います。ですから、例えば今、言うてる進入道路については、全ての取得が終わった時点でその情報公開対象に当然なるわけでしょうから、発表される。ですから、ほかの事業に影響されないような僕は一定の多分、法則といいますか、考え方をもちで全ての事業の用地買収が行われているとは思いますが、もしうわさのようなことがあるとすれば、非常に行政に対して不信を招く可能性が高い。ですから、用地買収については非常に慎重に、私は、するべきであると感じております。

意見をもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

西川議長 これで、阿古和彦君の発言を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

西川議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。私の質問は、第1に奈良交通路線バスの廃止、減便と市内巡回バスの充実、改善について。2番目は吸収源対策公園緑地整備事業について。3番目は、新道の駅建設事業についての3件であります。質問の詳細については、質問席にて行わせていただきます。

西川議長 白石君。

白石議員 まず、奈良交通路線バスの廃止、減便について伺ってまいります。

6月10日付の新聞報道によりますと、奈良交通は、9日に開催された奈良県地域交通改善協議会において、県中南部の45の運行系統について、本年の10月1日から10系統を廃止をし、18系統を減便することを明らかにしています。本件については、6月6日の全員協議会において、今後の改善案、代替案が説明されたところでありました。それが3日後の9日の表明であります。このような決定に至る経過及び本市にかかわる決定の内容について、説明を求めるものであります。

西川議長 吉村企画部長。

吉村企画部長 企画部の吉村でございます。ただいま白石議員ご質問の奈良交通株式会社の運行いたします路線バスにつきまして、今月6月9日に開催の奈良県地域交通改善協議会におきまして、奈良交通が表明されました存続、廃止の内容につきまして、ご説明申し上げます。

このご説明前に、表明されるに至った経緯からご説明させていただきたいと思っております。

奈良交通株式会社の路線バスにつきましては、人口の減少や高齢化の進展に伴いまして、平成2年をピークに経常赤字が続いておりまして、その運行が大変厳しくなっているということから、平成24年10月に、奈良交通株式会社が奈良県に対しまして、県の中南部を運行い

たします路線につきまして、現行の国や県の補助制度では運行を維持することが困難な状況であり、場合によりましては廃止もやむを得ないとする申し出をされまして、県におきましては、この申し出を受けられ、平成25年2月に、奈良県知事を会長といたしまして、県と市町村等で構成する奈良県地域交通改善協議会が立ち上げられまして、赤字路線である協議対象の県内25路線、45系統につきまして、存廃、維持確保の方策につきまして、協議が進められてきたところでございました。

本市にかかわります奈良交通の路線バスは、国道24号線を走る路線といたしまして、高田五條線、高田新家線、八木五條線、八木新宮線、それと山麓線を走っております當麻新庄線の合計5路線がございます。

この5路線につきましては、行き先別に分けまして14系統あるわけでございますが、この14系統全てが協議の対象となっております。この奈良県地域交通改善協議会におきましては、当初、各市町村内で運行しておりますコミュニティバスを、複数の市町村にまたがるような広域で運行できないかといった発想で協議が始まりましたが、その後、奈良交通の要望に対する路線バスのあり方を検討する必要性の説明を受けまして、路線バスの仕分けを行う協議に至ったわけでございます。

その結果、平成26年2月3日開催の第4回奈良県地域交通改善協議会におきまして、一定の方針が示されました。この内容につきましては、県内路線バスの路線ごとのルート、利用状況、経営状況などの実態を調査、整理、分析するための路線別のカルテを作成いたしまして、その上で維持確保の検討に当たり、1便当たりの乗車人員は3人以上、平均乗車密度は2人以上、最大乗車人員は10人以上、収支率が40%以上、1人当たりの補助金が2,000円以上という一定の指標が示されました。

この指標に届かない路線につきましては、今後、現行から減便等の改善を図りながら、また収支率40%以上の確保を図るなど、できるだけ国、県からの補助金を確保しながら市町村が赤字補てんをして維持するのか、あるいは各市町村のコミュニティバスで対応するのか、あるいは、廃止にするのか、このいずれかの方針をもとに個別の路線ごとに、奈良県、奈良交通、関係市町村で協議をしていくこととなりました。

これを受けまして、その後4回にわたりまして、奈良県地域交通改善協議会の協議ルールに基づきまして、奈良県、奈良交通、関係自治体の構成によりまして路線別協議を重ね、本市といたしましては、路線の維持を主張してきたところでございました。

この間でございますが、本市では、2月に奈良県が住民のアンケート調査を県内2,000世帯を対象に実施することとなり、このうち葛城市の調査分は95世帯でございました。この数字では十分な市民の方々の意見を把握できないと判断いたしましたので、本市独自で路線の沿線住民の方に対しまして、更に約900世帯を追加いたしまして、アンケート調査を行いました。2月13日には、市の各種団体の代表者によりまして懇談会を実施いたしまして、さまざまなお意見を頂戴いたしたところでございます。

さらに、市の職員が実際にバスに乗車を行いまして、各路線系統の乗降者数の調査を行いました。そして、4月30日には、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまし

て、葛城市地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会を設置し、協議をまたその中で円滑に進めるために小委員会を設置いたしまして、協議を進めていただき、最終的に小委員会の意見が協議会の意見として取りまとめていただいたところでございます。

そして、去る6月9日に、第5回奈良県地域交通改善協議会が開催されまして、この葛城市の地域公共交通活性化協議会の意見をもとにいたしまして、本市の考え方を表明いたしました。

奈良交通につきましては、それぞれの自治体の表明に基づきまして、協議対象の路線、系統について本年9月30日をもちまして、減便、維持、廃止の表明をされたところでございます。

この奈良交通の、本市にかかわります表明内容でございます。今回奈良交通が廃止を表明いたしましたのは、国道24号線を走るものとしたしまして、高田新家線では忍海～竹取公園東系統、高田五條線におきましては、忍海～五條バスセンター系統、近鉄高田駅～近鉄御所行系統、八木五條線におきましては、八木駅～忍海系統の4系統でございます。そして山麓線を走るものとしたしまして、當麻新庄線では近鉄高田駅～忍海駅系統、近鉄高田駅～屋敷山公園系統の2系統、合わせて6系統でございます。

次に、減便で改善を図りながら、維持するものでございます。国道24号線を走るものとしたしまして、高田五條線におきましては、近鉄高田駅～五條バスセンター系統、そして近鉄高田駅～忍海系統、八木五條線におきましては、八木駅～五條バスセンター系統の3系統でございます。

次に、現状維持と表明されましたのは、国道24号線を走ります高田五條線の近鉄高田～五條バスセンター系統で3系統。八木新宮線の八木駅～新宮駅間2系統の、合わせて5系統でございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 吉村部長が詳細にご答弁をいただきました。

お互い、質問するに当たって、やはり質問の内容をきちっと答弁してもらうために事前に打ち合わせをしているにもかかわらず、こういうふうな答弁では、私、時間なくなるじゃないですか。次に聞こうと思っても聞けなくなるじゃないですか。

本市にとって、やはりこのたびの奈良交通バスの路線の廃止、減便、これ重要なことは、近鉄高田駅から山麓線を経由して屋敷山公園や近鉄忍海駅に至る本市の中心部を走っている當麻新庄線の近鉄高田駅～忍海系統と近鉄高田駅～屋敷山系統の2系統が廃止されること、それが路線そのものがなくなるんです。更につけ加えるならば、国道24号線を走っている便数が比較的多くて利用しやすかった高田五條線の近鉄高田駅～忍海系統が減便となることであります。

とりわけ、補助金の増額や市内循環バスでの補完を考えた上、減便やむなしの改善案を提案をしていた當麻新庄線が廃止されることは、利用者、市民はもとより議会としてもまさにショッキングなことなんです。そういうことをやはりきちっと捉えた上で、状況を説明し

ていただくということなんです。

このような廃止の決定は、高齢者や子どもなどの交通弱者、通勤通学買い物等の足を奪い、新庄當麻地域住民の交流の機会を奪うことになります。もうかるところだけを残すというのでしょうか。公共交通バスとしての社会的責任をどう認識をされているのか。容認できることではないじゃないですか。

奈良交通は10月1日をもって、減便、廃止をすることを表明をしています。廃止やむなしと、減便やむなしということであるならば、あと3カ月余りしかありません。急速な、早急な対策が求められます。ここが大事だと思います。これまで葛城市は奈良交通バスと連携をして、公共バス、ゆうあいバス、コミュニティバスを市民の生活の足として、市内巡回バスの運行を維持してまいりました。私は、県等の財政的支援や近隣市との連携、共同を強化をし、近鉄高田駅や高田市民病院あるいは御所済生会病院など市街地への乗り入れ、さらにコースやダイヤ、停留所をふやして、通院や買い物等に使える、まさに市民生活全般に役立つ循環バス、コミュニティバスへの充実、改善が求められていると思います。私はこの点について重点的に聞いたかったわけであります。市の対策並びに巡回バスの充実、改善をどのようにして対応されるのか、お答えをいただきたいと思います。

西川議長 市長。

山下市長 白石議員の質問にお答えをさせていただきます。

大変にショックな状況は我々も同じでございますけれども、法定協議会をつくり、いろいろな有識者の話を聞かせていただきながら、どのような形でこの路線バスというか住民の皆さんの足を残していくのかということ協議をさせていただいたところでございます。

国道24号線を通るバスにつきましては、今のところ国、県からの補助金は得られない状況でございますけれども、減便をし、なおかつ葛城市のコミュニティバスと連結をすれば、補助金がいただけるということが、向こうの方からお話ございましたので、これは直ちにその路線バスとコミュニティバスとの連携をするということ協議をせよということで、指示をさせていただき、なおかつこの路線につきましても、葛城市ともう1市通っておりますけれども、そこで約300万円ずつの負担ということでございましたが、葛城市以外の市はそこにつきましては、負担をすることが困難であるということ今のところ表明をされておりますので、その分合わせて年間600万円の市からの負担ということをしながら維持していくべしという考え方をしております。

そして、屋敷山を通る、忍海から屋敷山公園、イトーピアを通過して高田の駅に入っていく路線でございますけれども、これにつきましてはなお厳しく、補助金の見込みはないということ、それと、これも2市での路線でございますけれども、葛城市以外の市は、その市の住民がほとんどこれを使わないということですので、負担をすることはないと表明をされております。

ですから、葛城市1市だけがその路線の維持に関する経費を持たなければならないということですが、減便をしてもなお、2,100万円、年間2,100万円の負担金を出していかなければならないというお話ございましたので、毎年この費用を出していくということであ

るならば、いつそのこと市がコミュニティバスを、ミニバスのようなものを、例えば買って、路線を高田まで入れさせてもらうというようなことも含めて、住民の皆さんが使い勝手のいいようなコミュニティバスの再編成ということをしながらか、それにかえていくべきではなからうかということをし、こちらの方で検討させていただいておるところでございます。

さて、10月1日からこの路線が廃止になって、市がもしミニバスを、議会の皆さんの了承をいただきながら購入できたとしても、来年度の、新年度予算からという形になるわけでございますから、タイムラグがあるわけでございます。この間をどうしていくのかということをし、今現在、奈良県にも相談をし、また奈良交通とも相談をしていきながら、せめて1年、今のままで維持をしていただくわけにはいかないだろうかということも含めてお願いをしておる、協議をしておるとおるところでございますし、まだ結果が出ませんので、このあたり進捗がわかり次第、直ちに議会の皆さん方にご報告を申し上げ、葛城市が対応していかなければならないことにつきまして、検討させていただきたい、かように思うわけでございます。

西川議長 白石君。

白石議員 市長からご答弁をいただきました。

まさに、當麻新庄路線が、実際に維持するためには年間2,100万円かかる。あるいは26系統と言われているこの近鉄高田駅～忍海線を維持しようと思えば、やはり他の1市が協力していただければ、600万円かかってくるということでもあります。

しかし、いずれにしても、減便にしても、やはりこの路線は、26系統は残さなければならぬ。このように思いますし、當麻新庄線は、これは何としても残していく。コミバスを活用して、改善して、充実して残していく必要がある。このように思います。

市長はこのことについて協議し、検討し、積極的に取り組んでいただけると表明されたというふうに思います。また、実際に10月1日からということになれば、これはなかなか大変なことです。これは、ぜひこの1年、もっと延伸をしていただいて、十分な体制、いわゆる具体的に名前を出しますけども、大和高田市や御所市、県を含めてやはり協議もし連携もし、どうするかということをし、これは重ねていかなきゃならないわけですから、その時間が必要だというふうに思います。その決意を持って臨んでいただきたいということをし、申し述べて、この質疑については終わっておきたい。このように思います。

いいですか。

西川議長 どうぞ。

白石議員 次に、吸収源対策公園緑地事業について、伺ってまいります。

まず、事業に係る寄附金収納等の経過と今後の対応について、改めて説明を求めるものがあります。

西川議長 山本総務部長。

山本総務部長 総務部の山本でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま、白石議員からのご質問についてお答えさせていただきたいと思ひます。

寄附金につきましては、用途を特定しない一般寄附金と、用途を特定いたしました指定寄附金があるわけでございます。

平成25年度に大字疋田及び大字木戸より承りました寄附金につきましては、寄附申込書におきます寄附の目的といたしまして、葛城市の事業推進に寄与するためと、用途を特定しない内容で申し込みをいただいたわけでごさいます、一般寄附金としてその取扱いをさせていただいたところでごさいます。

また、予算対応面におきましては、これまでの議会の議論も踏まえまして、寄附金の性格より、地元大字の自発的任意の感謝の気持ちからいただく寄附金であるため、寄附申し込みがなされて、しかもその内容が用途を特定しない一般寄附金であることがわかった時点で、補正予算として対応することといたし、9月補正で一般寄附金として補正対応させていただいたところでごさいます。

なお、今後におきましても同様な寄附の申し込みであれば、一般寄附金としてその対応をさせていただきたいと考えております。

以上でごさいます。

西川議長 白石君。

白石議員 吸収源対策公園緑地事業に係る寄附金の問題については、この間何回も取り上げてまいりました。総務部長の答弁のように、平成25年度の9月補正において、大字疋田から1,100万円、大字木戸から1,500万円、それぞれ用地取得費の3分の1に当たる多額の一般寄附金を収納されています。いずれも葛城市寄附採納事務取扱規定に基づき、葛城市の事業推進に寄与するためと用途を特定をしない内容で、地元大字の自発的、任意の、感謝の気持ちからいただく寄附で申し込みがなされて、その内容が用途を特定しない一般寄附金であることがわかった時点で、補正予算として対応されたと答弁をされております。

感謝の気持ちからいただいたということですから、何に感謝をすることがあって、寄附をされると考えますか。どんなことに感謝をして、いただいたのでしょうか。理由があると思います。申込書があるんですね。お答えをいただきたいと思います。

西川議長 総務部長。

山本総務部長 先ほど申しましたように、寄附申込書における目的といたしまして、葛城市の事業推進に寄与するためということで、いただいております。

以上でごさいます。

西川議長 白石君。

白石議員 部長の答弁は、葛城市の事業推進、特定をしない寄附として何でも使えますよと、こういう寄附なんですよ。そこを押さえながら、次の質問に入ります。

また、総務部長は、答弁の中で、今後におきましても、同様な寄附の申し込みがあれば、一般寄附金として対応させていただきたいと考えております。このように答弁されています。あたかも同様な寄附金が今後もあるということを予測しているように受け取れますが、その今後とは大字林堂や今在家のことじゃないんですか。お答えいただきたいと思います。

西川議長 総務部長。

山本総務部長 市の寄附金の取扱いにつきましては、議員おおせのように、市の寄附採納事務の取扱規定がごさいます。第3条に基づきまして、その取扱いの中で、今後も用途を特定しない一

般寄附金ということであれば、それに基づいた処理を行うと、こういうことでございます。
以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 林堂や今在家から寄附金があると私は確信をしています。しかも、用地取得費の3分の1に当たる一般寄附金があると思います。予算ベースで見ますと、林堂の用地取得費が4,700万円ですから、1,566万円程度であります。今在家は1,225万円程度ですから、その3分の1とすれば、408万円程度の寄附であります。間違っているのでしょうか。ちょっと計算間違っていたら、予算含めてご指摘をいただき、金額を訂正をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。予算ベースでどうでしょう。

西川議長 総務部長。

山本総務部長 その件については、現在のところ、わかりませんので、お答え控えさせていただきたいと思います。

西川議長 白石君。

白石議員 総務部長は、現在のところわからない、このようにお答えになりました。一般寄附金の建前、規定からすれば、当然のことです。

私は、林堂や今在家から感謝の気持ちの一般寄附金があると確信をしています。どうして、確信を持って言い切れるか。その1つは、吸収源対策公園緑地事業で既に公園を整備した大字疋田や木戸が用地取得費の3分の1に当たる1,100万円、1,500万円の寄附をしているからであります。

2つ目は、吸収源対策公園緑地事業が初めて提案された平成24年度の一般会計予算を審査した、予算特別委員会における副市長や当時の都市整備部理事の答弁であります。

理事の答弁は、疋田地区につきましては、用地約800平方メートルほどの購入をするわけでございますが、これにつきまして、3分の1を今回寄附という形で計上をいたしておるわけございまして、平等と言うたら語弊があるかもわかりませんが、大字要望の中でそういう趣旨を説明していただいて、今後も予定しております。今後もですよ、予定しております。木戸、今在家、林堂につきましても、今私が申し上げた形で寄附として、そういう形でいただきたいというようお願いをし、要望を出していただいた所存でございますと、こう明確に答弁をしてるんですね。木戸、今在家、林堂についてももらいますと、こう言うてるんですね。そのことに対して、副市長は、生野理事の答弁のように、その基本となる発想につきましては、ご案内の分担金徴収条例の趣旨に基づいてお支払いをいただくという部分でございます。はっきりと言ってるんですね。だから私も確信を持って、林堂も今在家も、これ何に使ってでもええですよという寄附金があるよと言ってるんです。

しかし実際には、疋田も木戸も林堂も今在家も公園緑地事業をやるんです。まさにその受益者から寄附金をもらう、そういう仕組みなんですね。そうじゃないですか。この点、間違ってるというのであれば、ご指摘をし、訂正をしていただきたい。どなたか答弁をお願いしたい。議長、答弁を求めます。

西川議長 副市長。

杉岡副市長 今までの議論の中で白石議員がおっしゃっていただきましたようなことにつきましては、事実として認識しております。しかし、この議場の中におきまして、それぞれの議論が闘わされまして、先ほど総務部長が答弁いたしました取扱いに周知しておる、このように認識しております。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 全く答弁になっていないじゃないですか。質問に対して、きちっとやっぱり答えていただきたい。ちゃんと最初から、寄附をもらいますよ、まず相談のときにそう言ってんじゃないですか。そして、土地を買ったら、早く寄附を納めてください。原課はそのように言ってるじゃないですか。ただ手続上だけ、葛城市の一般寄附金の事務取扱の規定に基づいて申し込みをしてもらってから収納する、採納する。こういうことにしてるだけじゃないですか。実態はまさに地方財政法の第4条の5が禁止をする割り当て的な、強制的な寄附じゃないですか。私はもうやめるべきだ、返すべきだ。

林堂や今在家について私、予想しました。このことだけ、お答えいただきたい、3分の1の地元の寄附金があるのかないのか。いや、ありません。いや、あります。私はあると思っ
て言ってるんですよ。どうですか。お答えいただきたい。

西川議長 副市長。

杉岡副市長 先ほど総務部長が申しておりますように、現時点におきまして、寄附のあるなしにつきましては、協定はしておりません。寄附といいますのは、個人、法人にかかわらず、その特定の寄附以外につきましては、一般寄附金としてお受けするというところでございます。

西川議長 白石君。

白石議員 副市長の答弁とも思えない。予算特別委員会の中で明確に、分担金徴収条例の規定に基づいていただきますと言ってるじゃないですか。いただくんです。これ、もし入ったら、あなた、どのように釈明しますか。あなたの言っている方が通ってるんですから、それはそのとおりになるんですよ。

しかし、私、それおかしいでしょう。そんな4つやって、4つのうちみんな、一般寄附金として収納される。これは明らかに地財法違反じゃないですか。葛城市のこれまでの公園整備事業でこんなことはなかったじゃないですかと言ってるわけです。もうこのぐらいにしま
すけれども。

私は、この一般寄附金については、やはり公共の事業というのは、市民の皆さんから寄せられた税でやっぱりやるべきものだというふうに考えています。とりわけ補助事業はそう
です。これまで、道路、あるいはガードレール、防火水槽、公民館、いっぱいあります。

防火水槽を例にとれば、当初は2分の1の寄附金があったんです。今は1,000万円する
んですよ。500万円、これでは、そんなんつくれないじゃないですか。これは改めるべきだ。
こう言って、2分の1が3分の2に、5分の1に、そして今は10分の1になってる
じゃないですか。ガードレールの寄附もなくなってるじゃないですか。そんな中で、
どうして1,000万円を超える寄附金を取るんですか。私は、時代に逆行している、
こういうことも強く指摘

しておきたい。このように思います。

時間が余りありませんので、次に移りたいと思います。

次に、新道の駅建設事業について伺ってまいります。

まず、事業区域、事業費等のこの間の推移について説明を求めておきたい、このように思います。

西川議長 生野都市整備部長。

生野都市整備部長 事業区域の経緯でございます。道の駅の事業面積につきましては、3万691.95平方メートルでございます。事業費については18億円でございます。事業面積の内訳につきましては、道の駅部分が約1万平方メートル、道路事業で実施する予定をいたしております。店舗部分及び公園部分につきましては約2万平方メートル、まちづくり交付金事業で実施する予定をいたしております。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 この3月の予算議会であったというふうに記憶をいたしております。その中で、太田、寺口地区の違法盛り土の部分、先ほど来の議論の中でも明らかになりましたけれども、4万2,990平方メートルを競売により、落札をし、開発公社が取得をしたということであります。

そしてさらに、この盛り土部分については、県にやっていただくけれども、同時に葛城市として、吸収源対策公園緑地事業において事業を進めていくと。そのために近隣の新道の駅の敷地の接している土地を6,840平方メートル、これは個人所有であります。さらに大池3,368平方メートル。約1万平方メートルですね。合わせて5万3,000平方メートル購入をするという計画であります。

これらの事業は、新道の駅事業と一体として行われるのか。単に事業手法として吸収源対策公園緑地事業としてやるのか。この辺、本当に重要な問題だというふうに思います。予算委員会では、私は、一体整備であり、その整備された盛り土部分あるいは新たに買った個人所有の土地の部分含めて新道の駅の運営会社が管理する、維持する、このような答弁であったというふうに思っています。この点、お伺いしときたいと思います。

西川議長 都市整備部長。

生野都市整備部長 ただいまのご質問でございます。今回、吸収源で施行する予定につきましては、白石議員ご指摘のように、公社で競売、強制売却で落札いたしました4万2,990平方メートルに、市の所有地及び民地等を買収させていただきまして5万3,000平方メートルを予定いたしておるわけでございます。

この中で、先ほどの西川議員の一般質問でもお答えいたしましたように、県がやっていただく工事と、そして市が吸収源対策公園緑地事業で行う部分がございます。今現在、道の駅の事業とは切り離して計画をいたしております。今現在、用地取得に向けましての用地鑑定と、整備事業につきましてはの詳細なる設計の発注が完了しておるわけでございます。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 5万3,000平方メートルについて、県の事業もあわせて、葛城市も吸収源対策公園緑地整備事業を行っていく。県は私が知り得るところ、先ほども答弁がありましたけれども、平成26年度の予算で一定の工事をする。まあ多分5,000万円程度ではないのかというふうに思います。間違っていたら訂正をしていただきたい。

これ、あの盛り土部分を10メートル削り取って、段切りをし、水路をつくり、管理道路をつくるということになれば、これは5,000万円や1億円で終わるはずがない。あの土をどこへ持っていくんですか。それは、今、生野部長が答弁をされたその下方にある個人所有地を購入するというわけでしょう。今、設計測量とかそういう段階でどれだけかかるかわからないと言ってるんです。これ、大変ですね。これはどこが費用を持つんですか。私は、県にやっていただきたい。このように予算委員会でも厳しくお願い、厳しくお願いというのはおかしいですね、厳しく指摘をしました。

県の許可において、残土等が持ち込まれているわけです。ちゃんとした最終の計画図面があるわけですよ。これは県にやってもらわなければならぬ。その盛り土の違法部分、これはちゃんと県が持っていってもらわなきゃいけない。こんな金、葛城市持たないですよ。百歩譲って、盛り土部分の土地は、これは、今後のこともあるので、やはり取得してもいいじゃないですか。私はこのように考えています。この点、どうですか。県はどれだけ予算を確保し、どんな工程でやってくれるんですか。

西川議長 都市整備部長。

生野都市整備部長 先ほどの白石議員が申されましたように、今年度の県の予算は、5,000万円というように聞いておるわけでございまして、先ほど来ご説明申し上げましたように、県では斜面中央エリアにおける崩壊地上部の土の排出及び整形、斜面全域における排水溝の設置、ふもとから斜面頂上部への道路ということになっておるわけでございまして、県の方でこういう工事をしていただくと。先ほど来申し上げますように、そういう工事につきましては、県の方で責任を持ってやっていただくという協議を行っておるわけでございます。

その後におきまして、その土部分のままでおくわけにもいかないということでございますので、吸収源の公園事業を採用いたしまして、緑化に努めていきたいというように考えております。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 生野部長から答弁をいただきました。大体、それぞれ合わせて5万3,000平方メートルですね。これは、県と市が造成工事等を分担してやる。こういうことです。

しかし私は、本体部分、これについては県が責任を持って土砂の搬出を含めてやってもらわなきゃならない。用地買収を含めてやってもらわなきゃならない、このように思います。吸収源で一定緑化をしていくということは必要だと思います。しかし、これ、後の管理、大変じゃないですか。5万3,000平方メートル、これを公園として管理をしていく。今、この事業費について全くまだわからないということなんです。大体、この屋敷山公園や山麓公園、そういうところの管理費用からして、5万3,000平方メートルでどの程度の管理費用がかか

るか。5万3,000平方メートルです。概算でいいですから、お答えいただけますか。

西川議長 都市整備部長。

生野都市整備部長 今、公園管理についてのご質問だと思います。確かに屋敷山公園、山麓公園、新町公園等々いろいろあるわけですが、今回、吸収源で実施する分につきましては、緑化を重点目標と行いますので、高木等高価な樹木等の植える予定はいたしておりませんので、今、屋敷山公園、新町公園、山麓公園の管理については把握いたしておりませんが、安価な費用で管理できるように計画を立てたいというように思っております。

なお、今後も、県と管理についても協議を行う予定をいたしておりますので、県の管理部分、市の管理部分と、協議を県と重ねてまいっていきたいというように思っております。

以上です。

西川議長 白石君。

白石議員 この点については、総務建設常任委員会において十分な議論をしていただきたい、このように思います。

時間がありませんので、次に行きます。

収益施設、非収益施設の規模や内容、配置、これまで全く決まっていなかったわけですが、今、どのような状況にあるか、お伺いしておきたいと思っております。

西川議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 白石議員のご質問にお答えいたします。

収益施設、非収益施設等の内容、規模等についてでございます。

一般的に、道の駅は道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして道の駅をきっかけに活力ある地域づくりをともに行うための地域の連携機能、この3つの機能をあわせ持つ休憩施設として整備されるものですので、新道の駅におきましても同様の機能が求められておるところでございます。

新道の駅で整備される収益施設は、地域の連携機能に付随するもので、地元産の農産物の供給販売を行う農産物の直売所、市内で製造される地元産の特産品の供給販売を行う特産品販売所、地元産の農畜産物を使った惣菜弁当、ジェラート等の加工販売を行う加工所、地域食材の喫食体験を提供する農家キッチン、それから、起業を目指す活力ある市民の商業活動への参入機会を提供するチャレンジショップ、その他一般のテナントの導入を予定をいたしておるところでございます。

また、非収益施設につきましては、休憩機能、情報発信機能に付随するものですが、道路の交通情報や、市の地域観光情報などの発信を行う道路の情報施設、地域の情報施設やトイレ、無料の休憩所、駐車場等を整備いたすところでございますけれども、具体的な規模等につきましては、今現在のところ、検討中でございます。

また、施設の配置につきましては、商業施設と道路地域情報施設は分棟方式をとられておりまして、吉野川分水より東につきましては、駐車場とトイレ、それから無料の休憩所、道路情報、地域情報等のいわゆる道の駅の施設を配置し、分水より西側につきましては、農産物の直売所、加工所、特産品販売所などが入ったL字型の商業施設として、商業施設とイベ

ント広場、散策路を備えた公園を配置することでおおむね協議が調っているところでございます。

また、商業施設の面積でございますけども、1階部分につきましては約2,300平方メートル、2階部分につきましては1,000平方メートルの、2階建てを予定をいたしておるところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 時間がありません。まとめて質疑をしておきたいので、先に経営分析、事業収支計画やリスクマネジメントについてお答えをいただきたいと思いますが、先ほどの阿古議員の一般質問と重なっている部分があります。新会社の基本理念、基本方針については省いていただいて、簡潔にご答弁をいただきたいと思います。

西川議長 観光部長。

河合産業観光部長 ただいまのご質問でございます。経営分析、事業計画につきましては、これまでもつきましても報告をいたしておりますとおり、市民の税負担が増とならないよう新会社において慎重に経営の計画を策定をいただいているところでございます。

基本理念等につきましては、先ほど阿古議員の方に答弁を申し上げたところでございますので、省略をさせていただきます。なお、素案等につきましては、今、分析、計画等は既にお持ちであるわけでございますけれども、今後、詳細につきましては、検討されることとなっております。設立の準備会におきまして、算定の報告がございましたら、しっかり報告をさせていただきたいと思うところでございます。

なお、リスクマネジメントにつきましては、運営計画上赤字にならないよう熟考はされておるところでございます。市といたしましては、運営会社に指定管理料は支払わず、運営会社が万一経営赤字を出した場合におきましても損失補てんを行うことなく、反対に市に対しての収益に係る還元につきましては、今後、市との協議によりまして、取り交わすような形となっておりますところでございます。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 12月定例会における一般質問よりは、施設の規模、内容、配置について、前進をし、具体的な、一定具体的にご答弁があったというふうに思います。

その具体的な内容についてお伺いしておきたい。部長は、この施設の配置について、吉野川分水の東と西に分けて、道の駅と、そして農産物直売所等の商業施設、収益施設を配置すると、このように言われました。

L字型の商業施設というのは、これはどういう形をしているのか。私、一度、都市産業常任委員会でのパース図といいますか、出していただきまして、見た覚えがあります。しかし、それは委員会が終了後、回収をされました。ちょっと部長に見ていただきたいんですが、このような図面ですか。L字型です。それと、あるいは、このような図面ですか。これはL字型というよりはJ型になっていますね。この点、L字型というのは、この、今、見られた、

お渡ししてもいいですが、どの図面なのかお答えいただきたいと思います。

西川議長 産業観光部長。

河合産業観光部長 L字型と申しますのは、今、先ほど、それですね。それが示されたものでございます。

以上でございます。

白石議員 これじゃないですね。この鍵型というか、J型というか。

西川議長 白石君。

白石議員 そしてもう一つ、阿古議員にお答えになりました企業理念についてお伺いをしたいと思います。

この企業理念というのは、私、今まで聞いたことがなかったわけでありまして。本定例会の一般質問において初めて出されたというふうに思うわけでありまして、旧都市産業常任委員会が出されたかどうかお伺いしておきたいと思います。

西川議長 簡単に。産業観光部長。

河合産業観光部長 今の経営理念とか経営方針につきましては、まだ提示をいたしておらないわけでございます。今現在のところ、その原案に基づいて、今、協議をされてるということでございますので、まだ総務建設常任委員会等には提出をいたしておりません。

以上でございます。

西川議長 白石君。

白石議員 申しわけありません。L字型の図面、これは旧都市産業常任委員会において引き上げられた図面。そして企業理念、4項目ありましたけども、これらについては全く議会や委員会には報告をされていない内容であります。しかし、ここにあるチラシの中にはちゃんとそのL字型のパス図、そして企業理念が書かれている。こういうことを述べて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

西川議長 これで、白石栄一君の発言を終結いたします。

これで、一般質問を終わります。

本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は7月1日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。なお、あす25日及び26日には各常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、審査をよろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後0時00分